

最高人民法院 最高人民検察院による
知的財産権侵害における刑事事件の
処理についての具体的な法律適用に関する
若干問題の解釈

2004年12月8日発布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

最高人民法院 最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての 具体的な法律適用に関する若干問題の解釈

(2004年11月2日最高人民法院審判委員会第1331回会議、2004年11月11日最高人民
検察院第10期検察委員会28回会議で通過 2004年12月8日最高人民法院、最高人民
検察院公布 2004年12月22日より施行)

法釈 [2004] 19号

法律に基づき知的財産権侵害の犯罪活動を処罰し、社会主義の市場経済秩序を維持し
保護するため、刑法の関係規定に基づき、ここに知的財産権侵害における刑事事件の処
理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈を下記の通りとする：

第一条 登録商標所有者の許諾を得ず、同一商品上にその登録商標と同一商標を使用
し、以下に掲げる情状の一つがある場合には、刑法第213条規定の「情状がひどいも
の」に属し、登録商標虚偽表示罪で3年以下の有期徒刑又は拘留し、単独にもしくは合
わせて罰金を処する。

(一) 不法経営金額が5万元以上又は違法所得金額が3万元以上の場合

(二) 二種類以上の登録商標を虚偽表示し、不法経営金額が3万元以上又は不法所得
金額が2万元以上の場合

(三) その他の情状がひどい場合

以下に掲げる情状がある場合には、刑法第213条規定の「情状がひどい」場合に属し、
登録商標虚偽表示罪で3年以上、7年以下の有期徒刑、且つ、罰金を処する。

(一) 不法経営金額が25万元以上又は違法所得金額が15万元以上の場合

(二) 二種類以上の登録商標を虚偽表示し、不法経営金額が15万元以上又は違法所得
金額が10万元以上の場合

(三) その他の情状がひどい場合

第二条 虚偽登録商標と知りながら販売し、販売金額が5万元以上の場合は、刑法
214条規定の「金額が比較的大きい」場合に属し、虚偽登録商標の商品販売罪で3年以
下の有期徒刑又は拘留、且つ、単独にもしくは合わせて罰金を処する

販売金額が25万元以上の場合は、刑法第214条規定の「金額がきわめて大きい」場合
に属し、虚偽登録商標の商品販売罪で3年以上、7年以下の有期徒刑、且つ、罰金を処す
る。

第三条 他人の登録商標標識を偽造、無断製造又は偽造、無断製造した登録商標標識
を販売し、以下に掲げる情状の一つがある場合には、刑法215条規定の「情状がひど
い」場合に属し、登録商標標識の不法製造、不法販売罪で3年以下の有期徒刑、拘留又
は管制、且つ、単独にもしくは合わせて罰金を処する。

(一) 偽造、無断製造又は偽造、無断製造した登録商標標識の販売数が2万件以上、
もしくは不法経営金額が5万元以上、又は違法所得金額が3万元以上の場合

(二) 偽造、無断製造又は二種類以上の偽造、無断製造した登録商標標識の販売数が 1 万件以上、もしくは不法経営金額が 3 万元以上、又は不法所得金額が 2 万元以上の場合

(三) その他の情状がひどい場合

以下に掲げる情状の一つがある場合には、刑法第 215 条規定の「情状が特にひどい」場合に属し、不法製造、不法製造の登録商標標識の販売罪で 3 年以上、7 年以下の有期懲役、且つ、罰金を処する：

(一) 偽造、無断製造又は偽造、無断製造した登録商標標識の販売数が 10 万件以上、もしくは不法経営金額が 25 万元以上、又は違法所得金額が 15 万元以上の場合

(二) 偽造、無断製造又は二種類以上の偽造、無断製造した登録商標標識の販売数が 5 万件以上、又は不法経営金額が 15 万元以上、もしくは違法所得金額が 10 万元以上の場合

(三) その他の情状が特にひどい場合

第四条 他人の特許を虚偽表示し、下記の状況の一つがある場合、刑法第 216 条規定の「情状がひどい」場合に属し、特許虚偽表示罪で 3 年以下の有期懲役又は拘留、且つ、単独にもしくは合わせて罰金を処する。

(一) 不法経営金額が 20 万元以上又は違法所得金額が 10 万元以上の場合

(二) 特許権者に 50 万元以上の直接的な経済損失をもたらした場合

(三) 二つ以上の他人の特許を偽造し、不法経営金額が 10 万元以上又は違法所得金額が 5 万元以上の場合

(四) その他の情状がひどい場合

第五条 営利を目的とし、刑法第 217 条で掲げる著作権侵害行為の一つを実施し、違法所得金額が 3 万元以上の場合は、「違法所得金額が比較的大きい」場合に属す；以下に掲げる情状の一つがある場合には、「その他の重大な情状を有する」場合に属し、著作権侵害罪で 3 年以下の有期懲役又は拘留、且つ、単独にもしくは合わせて罰金を処する。

(一) 不法経営金額が 5 万元以上の場合

(二) 著作権者の許諾を得ず、その文字作品、音楽を複製し、発行する場合

映画、テレビ、ビデオ作品、コンピュータソフトウェア及びその他の作品、複製品の数量の合計が 1000 枚（部）以上の場合

(三) その他の情状がひどい場合

営利を目的とし、刑法第 217 条で掲げる著作権侵害行為の一つを実施し、違法所得金額が 15 万元以上の場合は、「違法所得金額がきわめて大きい」場合に属す；以下に掲げる情状の一つがある場合には、「その他の特にひどい情状を有する」場合に属し、著作権侵害罪で 3 年以上、7 年以下の有期懲役、且つ、単独にもしくは合わせて罰金を処する。

(一) 不法経営金額が 25 万元以上の場合

(二) 著作権者の許諾を得ず、その文字作品、音楽を複製し、発行する場合

映画、テレビ、ビデオ作品、コンピュータソフトウェア及びその他の作品、複製品の数量の合計が 5000 枚（部）以上の場合

(三) その他の特に情状がひどい場合

第六条 営利を目的とし、刑法第 218 条規定の行為を実施し、違法所得金額が 10 万元以上の場合は、「違法所得金額がきわめて大きいもの」に属し、権利侵害複製品の販売罪で 3 年以下の有期徒刑又は拘留、且つ、単独にもしくは合わせて罰金を処する。

第七条 刑法第 219 条規定の行為の一つを実施し、商業秘密の権利者に 50 万元以上の損失額をもたらす場合、「権利者に重大な損失をもたらす」場合に属し、商業秘密侵害罪で 3 年以下の有期徒刑又は拘留、且つ、単独にもしくは合わせて罰金を処する。

商業秘密の権利者に 250 万元以上の損失をもたらす場合は、刑法第 219 条規定の「特に重大な結果をもたらす」場合に属し、商業秘密侵害の罪で 3 年以上、7 年以下の有期徒刑、且つ、単独にもしくは合わせて罰金を処する。

第八条 刑法第 213 条規定の「同一商標」とは、被虚偽登録商標と完全に同一するか、又は被虚偽登録商標と視覚上、根本的に区別がなく、公衆に商標の誤認を生じさせるのに十分である商標をいう。

刑法第 213 条規定の「使用」とは、登録商標又は虚偽登録商標を商品、商品の包装又は容器、ならびに製品説明書、商品取引文書に使用するか、もしくは登録商標又は虚偽登録商標を公告宣伝、展覧、ならびにその他の商業活動等の行為に使用することをいう。

第九条 刑法第 214 条規定の「販売金額」とは、虚偽登録商標の商品を販売後に取得及び得られるべきすべての違法収入をいう。

以下に掲げる情状の一つがある場合には、刑法第 214 条規定の「知りながら」の場合に属すと認定しなければならない。

(一) 自己で販売する商品上の登録商標が改ざん、交換されるか又はカバーされていることを知っている場合

(二) 虚偽登録商標の商品を販売することにより行政処罰を受けたことがあるか、又は民事責任を負わせたことがあり、再び同一の虚偽登録商標の商品を販売する場合

(三) 商標登録者の授權文書を偽造し、改ざんするか、又は当該文書が偽造され、改ざんされたものであることを知る場合

(四) その他に虚偽登録商標の商品状況を知らるか、又は知るべき場合

第十条 下記の行為の一つを実施する場合、刑法第 216 条規定の「他人の特許を虚偽表示」の行為に属す：

(一) 許諾を得ず、その製造又は販売する製品、製品の包装上に、他人の特許番号を付す場合。

(二) 許諾を得ず、広告又はその他の宣伝資料に、他人の特許番号を使用し、かかる技術が、他人の特許技術だと誤認させる場合

(三) 許諾を得ず、契約書に他人の特許番号を使用し、かかる契約書に関連する技術が、他人の特許技術だと誤認させる場合。

(四) 他人の特許証書、特許文書又は特許出願文書を偽造又は変造する場合

第十一条 有料広告等の掲載により直接的又は間接的に費用を受領する状況は、刑法第 217 条規定の「営利を目的とする」場合に属す。

刑法第 217 条規定の「著作権者の許諾を得ず」とは、著作権者の授権を得ていないか、又は著作権者の授権許諾文書を偽造し、改さんするか、もしくは授権許諾範囲を超えることをいう。

インターネット情報を通じ、公衆に他人の文字作品、音楽、映画、テレビ、ビデオ作品、コンピュータソフトウェア及びその他の作品を発布する行為は、刑法第 217 条規定の「複製発行」とみなさなければならない。

第十二条 本解釈にいう「不法経営金額」とは、行為者が知的財産権侵害行為を実施する過程に、権利侵害製品の製造、貯蔵、運輸及び販売の価値をいう。販売した権利侵害製品の価値は実際に販売した価格に依って計算する。製造、貯蔵、運輸及び販売されていない権利侵害製品の価値は表示価格又は精査した権利侵害製品の実際に販売の平均価格に依って計算する。権利侵害製品には表示価格なく、又は実際販売価格を精査できない場合、権利侵害される製品の市場の中間価格に依って計算する。

数回にわたり知的財産権を侵害し、且つ、行政処罰または刑事処罰されていない行為について、不法経営金額、違法所得金額または販売金額の累計に依って計算する。

本解釈の第三条に規定される「件」とは、完全な商標図案を有する一部の標識をいう。

第十三条 刑法第 213 条の規定される登録商標を虚偽表示し、且つ、当該虚偽登録商標の商品を販売し、犯罪を構成する場合には、刑法第 213 条の規定により、登録商標の虚偽表示罪として処罰する。

刑法第 213 条に規定される虚偽登録商標の犯罪を実施し、且つ、他人の虚偽登録商標の商品を知っていながら販売し、犯罪をなした場合には、数罪併科を処する。

第十四条 刑法第 217 条に規定される著作権侵害犯罪を実施し、且つ、当該権利侵害複製品を販売し、犯罪をなした場合には、刑法第 217 条の規定により、著作権侵害犯罪として処罰する。

刑法第 217 条に規定される著作権侵害犯罪を実施し、且つ、他人の権利侵害複製品を知っていながら販売し、犯罪をなした場合に、数罪併科を処する。

第十五条 事業者が刑法第 213 条から第 219 条に規定される行為を実施する場合には、本解釈に規定される相応的な個人犯罪の三倍を基準として、罪を定め、刑を決める。

第十六条 他人が知的財産権侵害の犯罪を実施していることを知りながら、貸付金、資金、口座、領収書、証明、許可証明書、又は生産、経営場所、もしくは運輸、貯蔵、輸出入代理等の便利条件、協力を提供する場合は、知的財産権侵害犯罪の共犯として、処罰する。

第十七条 以前に公布した知的財産権侵害の犯罪に関する司法解釈は、本解釈と抵触する場合、本解釈の施行後に、適用されないこととする。